

# (新)自治会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は甲南大学自治会と称する。

第2条 本会は甲南大学設立の趣旨に基づき、自他の敬愛と協力によって人格の完成を目指し、学生生活並びに自治意識の向上発展をはかることを目的とする本学に於ける唯一の自治機関である。

第3条 本会は自治会費を納付した本学学生全員をその会員として構成される。但し、納付しなかった場合、会員としての資格を失う。

## 第2章 組織

第4条 本会に、自治会総会、自治会中央委員会、特別委員会並びに学友団体協議会を設ける。

### 第1節 自治会総会

第5条 自治会総会の決議はすべての決議に優先する。

第6条 自治会総会は、自治会員の5分の1以上の出席がなければ開くことができない。

第7条 自治会長は、次の場合に自治会総会を招集せねばならない。

- (1) 本会則の規定による時。
- (2) 自治会中央委員会の決議による時。
- (3) 全会員の20分の1以上の署名による要求がある時。

第8条 自治会長は、自治会総会の目的たる事項、日時及び場所を、総会開催の3日前までに所定の場所に告示しなければならない。

第9条 自治会員は、1人につき1個の議決権を有する。

第10条 自治会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該自治会員又は代理人は、代理権の授与を自治会中央委員会の定める方法によって証明しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、自治会総会ごとにしなければならない。

第11条 自治会中央委員会は、自治会総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。

第12条 自治会総会の決議は、出席した自治会員の議決権の過半数をもって行う。

第13条 中央委員会執行部は次の場合に限り、公聴会または学生集会開催の後、中央委員会の決議をもって、自治会総会に決議に代え、これを執行することができる。

- (1) 緊急の場合にやむを得ない事情で総会が成立しない場合
- (2) 同一議案について総会が2度にわたって流会となった場合

第14条 自治会総会の決議の結果を総会終了一週間以内に公示しなければならない。

## 第2節 自治会中央委員会

第15条 自治会中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、自治会の決議執行機関である。但し、執行権は中央委員会執行部に属する。

第16条 中央委員会は、自治会中央委員選挙規則によって選出された中央委員で構成される。

第17条 中央委員会の任期は1年とし、再任を妨げない。中央委員は毎年5月末に改選されるものとする。

第18条 中央委員会に、次項に掲げる執行部役員及び各委員会の委員長を置く。

2 執行部役員は、次のとおりとする。

- 一 自治会長
- 二 副会長
- 三 補佐
- 四 会計責任者
- 五 事務責任者
- 六 広報責任者
- 七 渉外責任者

3 執行部役員は、各々1人とする。

4 委員長は、各委員会1人とする。

5 中央委員は、自治会に属する団体の責任者を兼ねることができない。

第19条 自治会長は、自治会中央委員会を代表する。

2 副会長は、自治会長の職務を助け、自治会長に事故のあるとき、又は自治会長が欠けたときは、その職務を行う。

第20条 自治会長は随時、中央委員会を招集することができる。

第21条 自治会長は、次の各号に掲げるときは、中央委員会を開かななければならない。

- (1) 自治会長が選出されたとき。
- (2) 中央委員の3分の1以上の要求があるとき。
- (3) 自治会会員20名以上の署名による要求があるとき。

第22条 自治会長は前条第1項の委員会を経てその年度の自治会活動方針及び活動予定を説明する自治会総会を招集しなければならない。但し、この場合、総会成立に必要なとする出席数を必要としない。

第23条 中央委員会は中央委員の3分の2以上の出席によって成立する。決議は出席委員の過半数をもって成立し、可否同数の場合は自治会長がこれを決定する。但し、委任状による出席は認めない。

第24条 中央委員は中央委員会において出席委員の過半数の同意を得た時に辞任することができる。

第25条 中央委員は中央委員会の3分の2以上によってその解任勧告の決議が行われたとき、又は自治会総会において辞任勧告の決議がなされたときに辞任しなければならない。

第26条 中央委員会に欠員が生じた場合は、次に定める通り行わなければならない。  
(1) 執行部役員に欠員が生じた場合は執行部役員以外の中央委員から互選する。  
(2) 執行部役員以外の中央委員に欠員が生じ、その人数が執行部役員の人数を下回る場合は、その日から1ヶ月以内に新委員を選出しなければならない。但し、欠員が執行部役員以外の中央委員で、執行部役員の半数以上に達しない場合はこの限りではない。

第27条 中央委員会は次の場合、解散しなければならない。

- (1) 中央委員会において解散の決議がなされたとき。
- (2) 自治会総会において不信任の決議もしくは信任案の否決がなされたとき。

第28条 中央委員会はその解散を決議しようとするときは中央委員の3分の2以上の出席をもって、かつ、出席委員の5分の4以上の同意がある事を必要とする。

第29条 中央委員会が解散したとき、解散の日から1ヶ月以内に自治会中央委員選挙規則によって中央委員を選出しなければならない。

第30条 新委員の任期は旧委員の残りの期間とする。

第31条 中央委員会執行部は随時、必要に応じて種々の事項に関する小委員会を設立及び廃止することができる。

第32条 中央委員会は、この規約以外の事項が生じた場合、これを適当に処理することができる。

第33条 中央委員会は原則として本学の自治活動に関する一切の権限を持ち、また責任を負う。

## 第1款 中央委員会執行部

第34条 執行部は中央委員会の執行機関である。

第35条 執行部は次の職務を行う。

- (1) 議案を中央委員会に提出する。
- (2) 中央委員会の決議の執行及び中央委員会の賛成を得て小委員会にその決議の執行を代行させる。
- (3) 自治会総会及び中央委員会の決議事項を公示すること。
- (4) 一般の自治会執行及び渉外関係について中央委員会に報告すること。

第36条 執行部は次の各項によって解散しなければならない。

- 1 中央委員会が解散されたとき。
- 2 中央委員会において、全委員の3分の2以上の多数をもって不信任の決議もしくは信任案の否決がなされたとき。
- 3 自治会総会においてその不信任の決議もしくは信任案の否決がなされたとき。

第37条 前条第1項の場合には、新中央委員会の成立まで執行部はその職務を執行すべき権利と義務を有する。但し、新中央委員会設立後、これらの権利と義務を失う。前条第2項、第3項の場合には全学区より、執行部委員7名を選出しなければならない。

## 第2款 小委員会

第38条 小委員会は自治会規約第35条第2項によるものとする。

第39条 新小委員会は活動趣旨を中央委員会に提出し、審議をした後に過半数の票が集まれば結成される。

第40条 小委員会は次の各項によって解散しなければならない。

- 1 中央委員会の審議により活動出来る人数を満たしていないと判断されたとき。
- 2 活動内容が設立趣旨と異なると中央委員会に判断されたとき。
- 3 小委員会委員長の申請が中央委員会に認められたとき。

## 第3節 特別委員会

### 第1款 監査委員会

第41条 監査委員会は全学総会のもとに中央委員会及び学友団体（選挙管理委員会を含む。）に対し、独立の地位を有する。

2 同委員会は公募による候補者から新委員を3名選任しなければならない。但し、新委員会は中央委員会の信任を必要とする。なお、同委員会は補佐委員を任命することができる。但し、補佐委員は議決権を有しない。

3 同委員会は中央委員会及び自治会の収入支出計算の監査を行うほか、中央委員会の指定する会計の監査を行う。

4 同委員会は監査の結果、会計決算を確認する。

第42条 同委員会の監査を受けるものは、同委員会の定める計算証明の規定により、計算書及び証拠書類を同委員会に提出しなければならない。但し、計算証明の規定は同委員会が別にこれを定める。

2 同委員会は監査上必要により監査を受けるものに、前項に定める書類のほか、報告書の提出を求め、また関係者に質問あるいは出頭を求めることができる。

3 同委員会の監査を受けるときは、監査以前に自治会に関係のある不正あるいは事故を発見したときは、その責任者は同委員会に対し、これを報告しなければならない。

4 毎年度末に自治会の収入支出を監査するほか同委員会が必要と認める場合、随時これを監査することができる。但し、同委員会に上記の理由で書類の提出を求められた団体は公示後5日以内に書類を提出しなければならない。

第43条 同委員会は監査の結果、会計執行関係者が故意または重大な過失において自治会に損害を与えたと認めるときは自治会規則の定めるところにより、懲戒あるいは弁償責任の処分を要求することができる。

2 同委員会は正当な理由なくして会計執行関係者が計算書及びその証拠書類の提出を怠る等、または前条第4項の規定による要求を受け、これに応じない場合は、前項を準用する。

3 同委員会は監査の結果にもとづき、自治会規則、制度またはこれの執行に関し、改善の必要があると認めるときは、自治会に同委員会の意見を表示し、または改善の処置を要求することができる。

第44条 同委員会は監査資料を作成し、これを自治会会員に公表しなければならない。

2 監査報告書は委員3名の同意をもって成立し、委員会の名において公表する。但し、委員の同意は署名捺印をもってする。

3 同委員会の監査を受けたものから再監査の要請があった場合、要請後10日以内にこれを再監査する。

第45条 この規約に定めるもののほか、会計監査に関し必要な規則は同委員会がこれを定める。

2 同委員会は選出委員3名の出席をもって成立する。

3 監査に必要な所要費は自治会費をもって支弁する。

## 第2款 選挙管理委員会

第46条 選挙管理委員会は自治会中央委員選挙及び投票を公正かつ円滑に行うための機関である。

2 同委員会は現職の同委員会委員長の指名ののち、中央委員会の任命により構成される。但し、当該選挙の候補者は同委員となることができない。

第47条 同委員会は前条第1項の規定により、選挙を必要とする事由が発生したときは、遅滞なく選挙に必要な事項を定め公示しなければならない。

第48条 同委員会の委員の任期は1ヵ年とする。

2 同委員会が選挙を行うときは、別に定める自治会中央委員選挙規則による。

3 同委員会に必要な所要費は自治会費をもって支弁する。

#### 第4節 学友団体協議会

第49条 自治会に学友団体協議会を設ける。本会に関する規定は別にこれを定める。

#### 第3章 会計

第50条 本会の経費は会費と寄付金その他の収入をもって支弁する。会費の額は授業料5%以内において中央委員会の決議を経た後これを決定、9月下旬に公示し、公示の日より3ヵ月以内に本会員20分の1の反対者の署名による要求ある場合は5日以内に自治会総会を開催しなければならない。ただし、この総会が流会の場合、委員会の決定は中央委員会執行部に一任されるものとする。

第51条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第52条 会計事務の細則は別にこれを定める。

第53条 中央委員会会計局長は、各特別委員会及び学友団体協議会代表と交渉を行い、自治会予算執行部案を作成する。

第54条 会計責任者は予算案を中央委員会に提出し、その承認を得るものとする。

#### 第4章 改正

第55条 本会則の改正は、自治会総会の決議に準ずる。否決された場合、中央委員会は該当案の撤回又は衆知を集め再検討の後、再度総会を開かなければならない。

附則 1 本会則は、昭和46年6月1日よりこれを施行する。

2 本会則は、昭和54年1月1日よりこれを施行する。

3 本会則は、平成23年10月24日よりこれを施行する。

4 本会則は、平成23年11月22日よりこれを施行する。

5 本会則は、平成30年6月1日よりこれを施行する。

6 本会則は、令和元年11月1日よりこれを施行する。

附則（令和6年4月26日規則第1号）

第1条 この規約は、公布の日から施行する。

第2条 この規約の施行の日の前日において置かれている執行部役員の名称は、なお従前の例による。この場合において、同規約第7条、第8条、第18条第2項第1号、第19条第1項及び第2項、第20条、第21条本文及び第1項、第22条及び第23条中「自治会長」とあるのは「委員長」と、同規約第18条第2項第2号及び第19条2項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、同規約第18条第2項第3号中「補佐」とあるのは「書記長」と、同規約第18条第2項第4項及び第54条中「会計責任者」とあるのは「会計長」と、同規約第18条第2項第5号中「事務責任者」とあるのは「事務局長」と、同規約第18条第2項第6号中「広報責任者」とあるのは「情宣局長」と、同規約第18条第2項第7号中「渉外責任者」とあるのは「渉外局長」と読み替えるものとする。